

10 生活保護の医療扶助について

生活保護制度では、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療を提供。

医療扶助の対象者

- 生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、ほとんどの生活保護受給者の医療費はその全額を医療扶助で負担。
- ただし、①障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される者や、②被用者保険の被保険者又は被扶養者については、各制度において給付されない部分が医療扶助の給付対象。
 - * 被保護者の被用者保険加入率は2.4%（平成18年被保護者全国一斉調査）

医療扶助の範囲・方法

- 医療扶助は、①診察、②薬剤又は治療材料、③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送の範囲内で実施。
- 医療扶助は、原則として、現物給付。

指定医療機関、診療方針、診療報酬

- 医療扶助による医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施。
- 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、別に定める場合を除き、国民健康保険の例による。

保護費の総額及び扶助の種別の構成

(平成20年度予算ベース)

総額:2兆6,225億円

生活扶助 8,557億円 (32.6%)	住宅扶助 3,700億円 (14.1%)	医療扶助 1兆3,063億円 (49.8%)	介護 扶助 624 億円 (2.4%)	そ の 他 281 億円 (1.1%)
----------------------------	----------------------------	------------------------------	---------------------------------	------------------------------------

※ 保護費の負担割合は、国3/4、地方1/4。

生活保護の医療扶助の状況

- 医療扶助費は、総額で約1.4兆円。生活保護費全体の約5割。
- 医療扶助人員については、入院のうち精神入院が約5割。

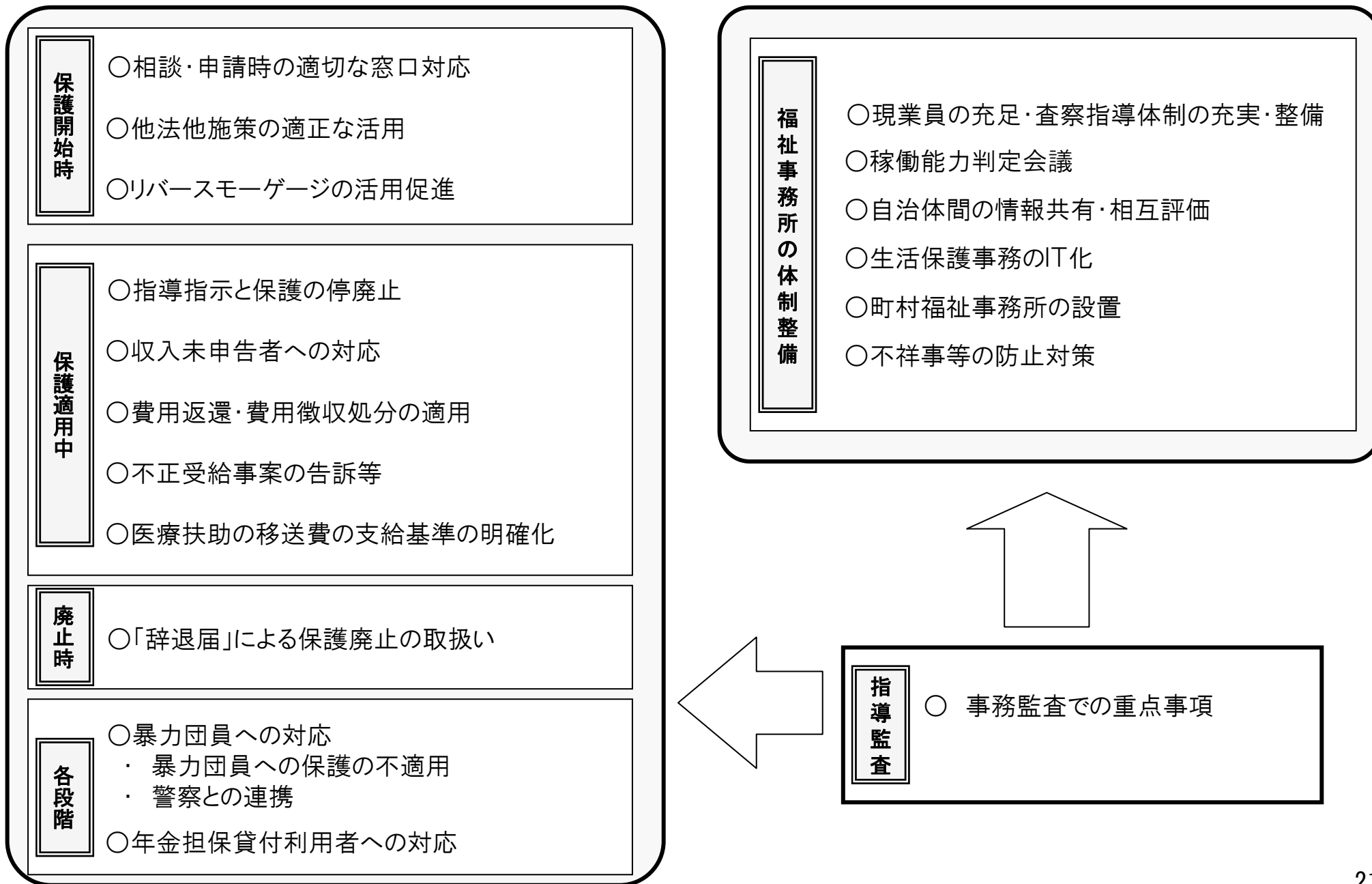
○生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A	医療扶助費 総 額 注1	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合
		総 数 B	精 神 (再掲) 注2	入 院	精 神 (再掲) 注2	入 院 外	精 神 (再掲) 注2			
	人	人		人		人		%	億円	%
平成7年度	882,229	679,827	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,528	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.9
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	51.3

注1：医療扶助費は、各年度の医療扶助に要した実績費用の総額を計上している。

注2：平成18年度から、自立支援医療の適用がある精神病とその他の疾病とを合併していない場合は当該区分に計上されないこととなった。

11 生活保護における主な漏給防止・濫給防止の取組



不正受給の状況

1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,506	569
17	12,535	7,192,788	574
18	14,669	8,978,492	612
19	15,979	9,182,994	575

資料: 監査実施結果報告

(注) 平成19年度の件数及び金額は、現時点での集計値であり、今後変更がありうる。

2 不正内容

内訳	平成19年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	8,884	55.6
稼働収入の過小申告	1,842	11.5
各種年金等の無申告	2,116	13.3
保険金等の無申告	559	3.5
預貯金等の無申告	263	1.6
交通事故に係る収入の無申告	273	1.7
その他	2,042	12.8
計	15,979	100.0

資料: 平成19年度監査実施結果報告

3 不正受給発見の契機の状況

照会、調査	通報、投書	その他	計
14,307件	1,007件	665件	15,979件
(89.5%)	(6.3%)	(4.2%)	(100.0%)

資料: 平成19年度監査実施結果報告

- (注) 1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの及びに監査指摘等によるものである。
 2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報及び投書である。
 3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

4 具体例

○稼働収入の無申告

傷病のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

○稼働収入の過小申告

世帯員である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となったもの。